

公益財団法人琉球大学後援財団 2025年度 教育研究奨励事業

「国際共同研究の助成」募集要項

1. 趣 旨

琉球大学において、国際的に活躍する研究者の支援を目的として、海外における研究発表及び調査研究等に必要な経費の助成、及び海外の共同研究者を沖縄に招へいし、沖縄における研究発表及び調査研究等に対し、必要な経費の一部を助成する。

2. 助成の対象

2025年4月1日から2026年3月31日の期間で実施する、次の国際的な共同研究を助成の対象とする。

- (1) 海外での調査研究等及び海外で開催するワークショップ、セミナー等への参加に必要な経費（以下、「渡航型」という。）
- (2) 海外の共同研究者を沖縄に招へいし沖縄における研究発表及び調査研究等に必要な経費（以下、「招へい型」という。）

3. 応募資格

次の条件を満たしている者

- (1) 琉球大学に在職する教職員で、琉球大学後援財団の賛助会員（前年度分納付済の者。前年度分納付済となるには、2025年5月15日（木）までに納付を完了する必要あり）であること。

なお、賛助会員の加入手続きは琉球大学後援財団事務局（琉球大学 大学本部棟1階 内線2014、外線098-895-5793）で随時受付している。

- (2) 申請した経費の助成を他の機関等から受けていない者。

4. 補助金額

総額 130万円 （ただし、1件当たりの金額は採択件数によって変動する。）

- (1) 渡航型：1件当たり30万円程度とする。
- (2) 招へい型：1件当たり30万円程度とする。

5. 申請書類

- (1) 申請書（様式1）

6. 申請書類の提出先及び提出期限

- (1) 申請書類は当該部局の事務を経由し、総合企画戦略部研究推進課 研究推進係へ提出すること。

- (2) 総合企画戦略部研究推進課 研究推進係への提出期限は、

2025年5月16日（金）期限厳守

総合企画戦略部研究推進課 研究推進係（内線2081、8016）

7. 選考及び決定方法

- (1) 選考に当たって、下記の事項について考慮するものとする。

- ①琉球大学海外拠点（ハワイ、台湾、ラオス、ドイツ、ブラジル）を活用する。
- ②科学研究費助成事業の国際共同研究強化に申請する。

- (2) 選考は、学内においては「琉球大学学術研究助成金選考委員会」が行い、後援財団においては、「琉球大学後援財団学術研究助成事業委員会」が行い、琉球大学後援財団理事会で決定する。

8. 採否の通知

琉球大学後援財団理事長からの通知に基づき、琉球大学長から通知する。

9. 採択された者の手続き等

- (1) 採択された者は、受給申請書及び受給に必要な書類を琉球大学後援財団事務室（琉球大学 大学本部棟1階）に提出すること。
- (2) 採択された者について、申請書の「1. 国際共同研究のテーマ」欄の記載内容の変更は認めない。ただし、提出した申請書の経費内容に変更が生じた場合は、採択額を上限として変更することができる。この場合、事前の届け出は不要であるが、変更した内容については、当該事業の終了後に提出する「(1)報告書（様式2）」に明記すること。
- (3) 採択された者の当該事業計画が、国、国に準ずる機関及びその他公共的機関に採択された場合、並びに当該年度内に当該事業計画の実施が不可能になった場合、速やかに学長を経由して、辞退届（様式任意）を琉球大学後援財団理事長に提出すること。
- (4) 採択された者で辞退した場合、受け取った助成金は返金しなければならない。
- (5) 受給した助成金について未使用金が発生した場合は、速やかに返納届（別紙1）を琉球大学後援財団理事長に提出すること。
- (6) 助成金の受給を辞退する場合は、辞退届（別紙2）に記入のうえ、当該部局の事務を経由し、総合企画戦略部研究推進課研究推進係へ提出すること。
- (7) 採択された者が行う手続き（受給申請書及び受給に必要な書類、返納届及び辞退届等）については、決定通知とともに琉球大学へ連絡する。

10. 報告書の提出

助成を受けた者は、当該事業の終了後1ヶ月以内に下記の書類を作成し、琉球大学長を経由して、琉球大学後援財団理事長あて1部提出すること。

- (1) 報告書（様式2）
- (2) 寄附金領収書
- (3) プロジェクト別予算差引簿
- (4) 学会等のパンフレット等
- (5) その他

以上